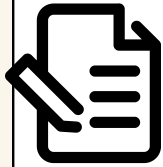


譲渡による防犯登録の抹消、防犯登録について

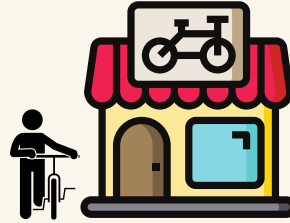
譲渡する方 ご自分の防犯登録の抹消手続きを完了し、譲渡証明書を作成のうえ、自転車とともに譲り受ける方へお渡しください。

抹消届・譲渡証明書の用紙はHP内「書類ダウンロード」より入手いただけます。

1 抹消届手続きをする



登録カードの控えの内容をそのままご記入ください。届出内容と登録内容が異なる場合は抹消登録ができません。



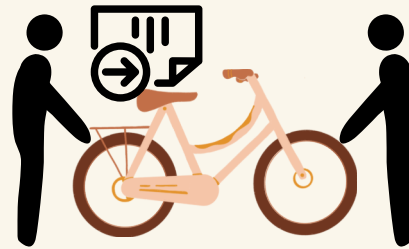
自転車購入店、防犯登録取扱店または警察署で手続き可能です。

※購入店ではない店舗に行かれる場合は、必ず事前に受付可能か店に問合せをしてください

2 抹消登録完了後、譲渡証明書を作成し、譲り受ける方へ自転車と共に必要書類を渡す



必要項目にご記入のうえ、作成されましたら、譲渡される方にお渡しください。取扱い説明書や保証書なども忘れずに。



THANK YOU

譲り受けた方 新たに防犯登録してください

下記のものが必要となります。

1 自転車本体



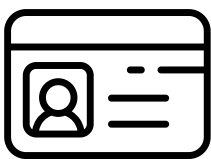
前の持ち主が抹消登録を完了されているかどうか必ずご確認ください。

2 譲渡証明書



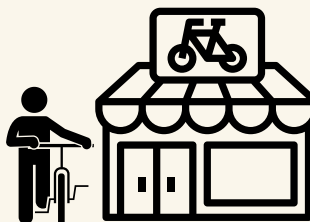
必要事項に記入漏れがないか今一度ご確認ください。

3 身分証明書（公的なもの）



運転免許証、パスポート、健康保険証、マイナンバーカード、在留カードなど、いずれも公的な証明となるもの

お近くの防犯登録取扱店へ



手数料として
600円（非課税）が
必要です。
※9月1日より800円
（非課税）

ご注意ください！



譲り受けた方が元の持ち主の抹消登録手続きをすることはできません。
必ず譲り受ける前に抹消登録が完了しているかどうか確認してください。